

最高裁秘書第3721号

令和7年1月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、老人福祉法11条1項2号に基づくやむを得ない事由による措置の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）

イ 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年4月22日付け（同月25日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第15号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）